

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、 紫波町、花巻市、北上市、奥州市、 金ケ崎町、一関市、平泉町、 大船渡市、陸前高田市、住田町、 遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てた除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に 林外に搬出する こと。	剥皮、焼却、林 外搬出処分又は薬 劑散布すること。	焼却、林外搬出処分 又は薬劑散布するこ と。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	薬劑散布をなるべく避 け、散布する場合は県 の指導を受けること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農 林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮 付丸太を放置すると、 松くい虫の繁殖源、感 染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよ い。	最大径 20cm 以上 のものは、1m以 下に玉切って乾燥 しやすいように残 置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確 認調査」を実施した場 所においては、安全が 確認された時期、方法 に従って施業するこ と。（調査方法は別紙 のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよ い。	1m以下に玉切っ て乾燥しやすいよ うに残置するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよ い。	剥皮、焼却又は林 外搬出処分するこ と。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置し てもよい。	
その他 の地域		通常の施業でよ い。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

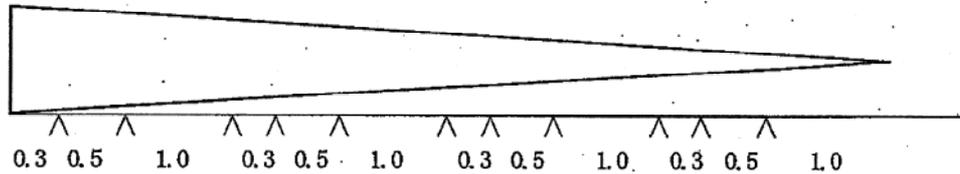
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

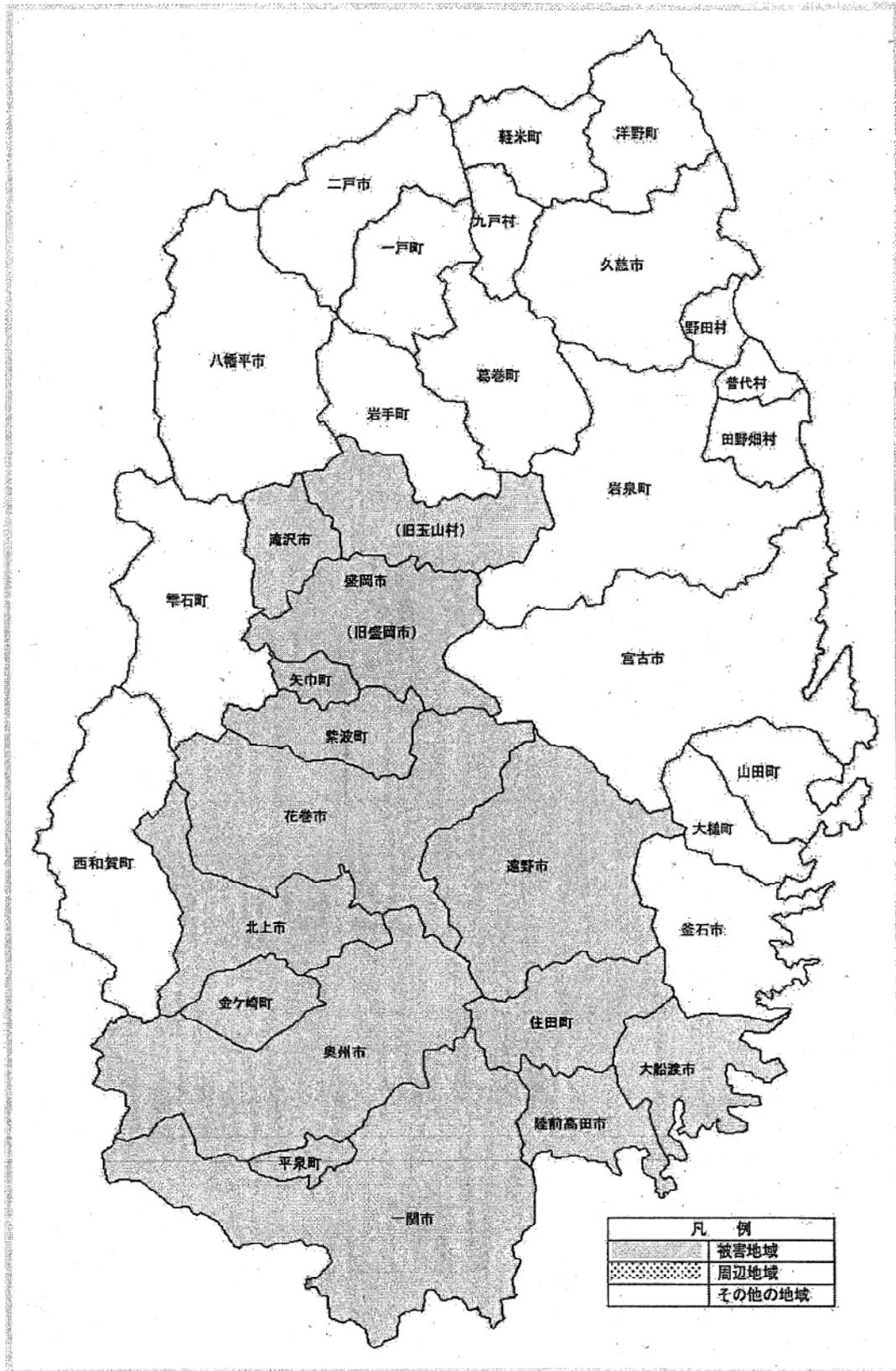
- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担当者名										
林況・地況	所在地					事業区、林小班										
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m								
	方位	標高	m		備考											
調 査 結 果																
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材						
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			
年月日	No1 No2 計		0	+	++	+++		0	+	++	+++		0	+	++	+++
年月日	No1 No2 計															
年月日	No1 No2 計															
0 寄生なし + 1 匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数				注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは半別不能なので、区別しなくてもよい。(林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)										

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



凡 例	
	被害地域
	周辺地域
	その他の地域

「アカマツ」を、松くい虫被害から守りましょう。



松くい虫被害とは

松くい虫被害は、マツノザイセンチュウによって松が枯れる伝染病です。

センチュウは媒介昆虫であるマツノマダラカミキリによって運ばれてマツを枯らし、カミキリはその枯れたマツに産卵して増殖し、被害を広げます。

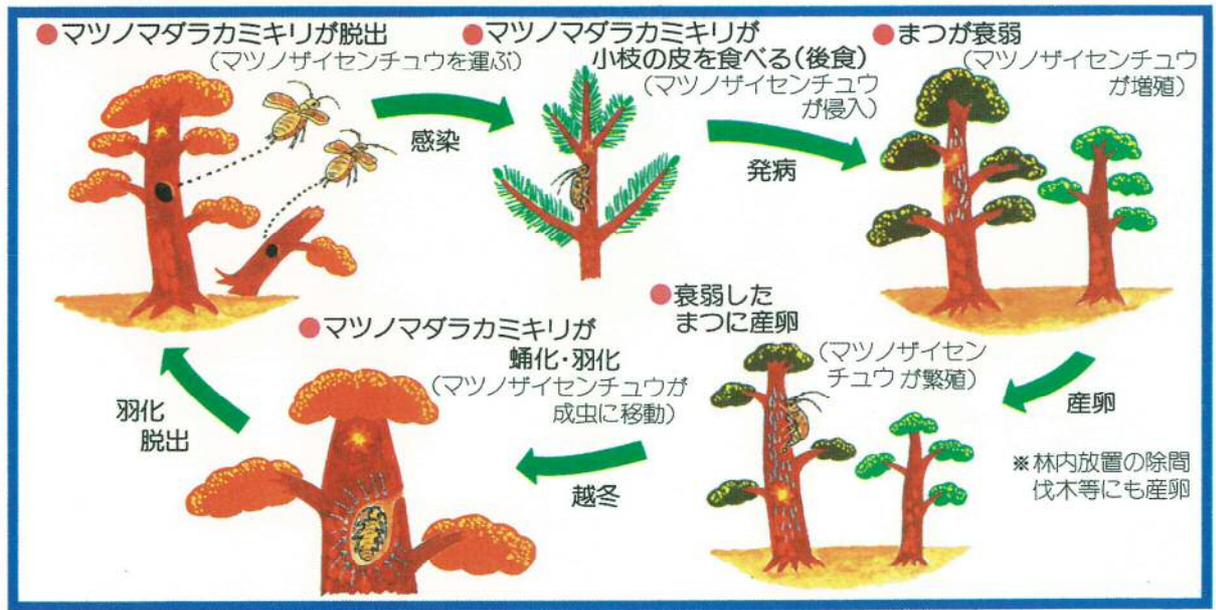


マツノマダラカミキリ(体長2~3cm)



マツノザイセンチュウ(体長1mm)

松くい虫被害のしくみ



マツノマダラカミキリの生活史と防除対策

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
マツノマダラカミキリ	幼虫		羽化脱出		産卵		幼虫					
予防			薬剤散布				樹幹注入					
駆除	くん蒸・焼却・破碎						くん蒸・焼却・破碎					
森林整備							間伐・樹種転換					

『森林所有者、木材生産業者、製材業者のみなさまへ』



松くい虫被害地域内では、アカマツの伐採や丸太の移動について、ルールを定めています。
被害の拡大防止のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

その1 松くい虫被害材の移動禁止等

松くい虫被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除法に基づき、岩手県告示により、松くい虫被害材の移動を禁止しています。

また、健全なアカマツ伐採木であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動はやめましょう。

「岩手県告示」の抜粋

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町及び西磐井郡平泉町

(3) 行うべき措置の内容

(1) アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

その2 アカマツ伐採施業指針の遵守

マツノマダラカミキリは、間伐や主伐等の伐採施業によって放置された丸太や枝条に産卵しますので、伐採する時期に応じて、適切に処理する必要があります。

6～9月は最も危険な時期ですので、アカマツを伐採することはやめましょう。

地域区分	伐採時期	処理方法		
		造材丸太	残材（除間伐材を含む）	枝条（最大径3cm以上のもの）
被害地域※ ただし、標高 おおむね500m 以上を除く	4月～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分又は薬剤散布すること。
	6月～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局又は農林振興センターの指示を受けること。		
	10月～11月	通常の施業でよい。	最大径20cm以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。
	12月～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	
	2月～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却又は林外搬出処分すること。	
その他の地域	通年	通常の施業でよい。		

※盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、遠野市

マツノマダラカミキリの活動と伐採施業の関係

4～5月



マツノマダラカミキリの産卵時期は7～9月です。4～5月の施業では、森林内に繁殖源となるような材を残さないようにします。

林内に放置された材
林内に放置された材は、マツノマダラカミキリを呼び寄せ、産卵の対象となります。

10～3月



基本的には通常の施業で構いませんが、残材・枝条については、翌年以降に繁殖源になるおそれがあるので、1m程度に玉切りするなど、乾燥を促す処理が必要です。

材内の幼虫（越冬）

材内で越冬した幼虫は、6月から8月にかけて成虫となり、材から脱出します。

6～9月



被害地域では伐採は避けなければなりません。この時期に新しい皮付丸太を放置すると、マツノマダラカミキリを誘引するとともに、産卵の対象となります。

マツノマダラカミキリ

夏は、マツノマダラカミキリの活動が活発となる時期。伐採は被害を拡大・増加させます。

被害地域図



Q1 伐採予定地に被害木がある場合は？

県又は市町村の林業担当課に連絡を。

Q2 被害木は伐採できない？

腐朽し倒木する危険があり、再造林等の妨げになりますので、立木のまま残さないようにしましょう。

伐採したあとは、周辺の健全木と混在しないように区別してください。

Q3 被害木を利用したい。

被害木は、原則として、松くい虫を駆除した後でなければ移動・利用はできません。

ただし、破碎（チップ）や焼却（燃料）等、カミキリが羽化脱出する6月中旬までに確実に駆除するなど、適切に処理することを条件に、伐採する時期によって、被害地域内の移動・利用ができる場合があります。

いずれの場合も、
広域振興局・農林振興センター、
市町村林業担当課に、相談をお願いします。